

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：大分市公共下水道事業会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	S44. 9	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	大分市	職員数（H22. 4. 1現在）	88
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	79（H20年度）	財政力指数	0.933（H21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	94.1（H20年度）	実質公債費比率（％）	12.0（H21年度）
		将来負担比率（％）	133.9（H20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
☒ 該当なし
〔合併期日：平成17年1月1日 合併前市町村：大分市、佐賀関町、野津原町との合併はしたが、公共下水道については会計の統合はない〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	大分市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度から平成26年度
計画策定責任者	大分市長 釘宮 肇
既存計画との関係	大分市行政改革推進プラン（H20～H24）、中長期的な業務執行方式の見直し計画（H18～H25）
公表の方法等	平成22年12月議会の常任委員会において説明後、ホームページにて公開予定
基本方針	本計画の経営課題解決のため施策を実行するとともに、効率的な事業運営を行う中で年度別目標を達成する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	572,956.1	453,931.0		1,026,887.1
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成24年度末残高）	年利6%以上6.3%未満 （平成23年度末残高）	年利6.3%以上 （平成22年度末残高）	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち （再掲） 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成24年度末残高）	年利6%以上6.5%未満 （平成23年度末残高）	年利6.5%以上 （平成22年度末残高）	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業債	572,956.1	453,931.0		1,026,887.1
合 計 (A)		572,956.1	453,931.0		1,026,887.1
※ 上記のうち （再掲） 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)		572,956.1	453,931.0		1,026,887.1

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 （平成24年度9月期残高）	年利5.5%以上6%未満 （平成23年度9月期残高）	年利6%以上 （平成22年度末残高）	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち （再掲） 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	本市の公共下水道事業への本格的な取り組みは、昭和41年に基本計画を策定し、以来、区画整理事業地区内や隣接する地区を含んだ5処理区を創設し、整備を進めている。全体計画面積は、10,731haと非常に広く、平成21年度末整備面積は、5,047.6haで人口普及率は、57.3%となっており、全国平均の73.7%に比べ大きく遅れている。事業費の推移では、平成4年度から平成14年度まで100億円を超える建設費を集中的に投入したことから、平成21年度末の企業債残高は、105,756,191千円となっており、元利償還金も77億円を超え増加傾向にあることから、財政の硬直化が懸念される。また、事業開始後40年を経過し、施設の老朽化による改築・更新も必要となっており、事業の平準化のため計画的な改築・更新が必要である。
経 営 課 題	課 題 ① 使用料の適正化 本市では平成17年度と平成21年度に使用料改定を行い、使用料単価が146円/㎡となったことで中核市36市平均146円/㎡と同額となり、全国平均134円/㎡を上回る単価となったが、一般会計の基準外繰出金による補填がいまだ続いている。
	課 題 ② 使用料の安定的確保 安定した事業経営を行うため、使用料の確保が重要となる。そのためには、接続率の向上と有収水量の確保が課題となる。
	課 題 ③ 職員数や給与のあり方 行革推進法を上回る職員数の削減や給与構造の見直しに取り組む。
	課 題 ④ 経常経費の見直し 処理場等に導入している包括維持管理業務委託や汚泥処分業務など増加する経常経費の更なる効率化が必要である。
	課 題 ⑤
留 意 事 項	平成22年4月に地方公営企業法（一部適用）を適用した。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 收益的収支、資本の収支

[illegible]

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分											
資 本 的 収 入	1. 企 業 債						3,376	4,386	3,977	3,207	3,376
	資本費平準化債						1,550	1,700	1,750	1,100	1,100
	2. 他会計出資金						1,437	1,482	1,396	1,360	1,438
	3. 他会計補助金										
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金						1,306	1,514	801	1,092	1,398
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金						150	150	150	150	150
	9. その他						854	40	41	41	41
	計 (A)						7,123	7,572	6,365	5,850	6,403
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)						7,123	7,572	6,365	5,850	6,403
	1. 建設改良費						3,597	4,110	2,993	3,652	4,152
	うち職員給与費						292	284	277	277	277
	2. 企業債償還金						5,265	6,054	6,011	5,414	5,555
資 本 的 支 出	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
	5. その他						1,121	20	20	21	20
	計 (D)						9,983	10,184	9,024	9,087	9,727
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)						2,860	2,612	2,659	3,237	3,324
	1. 損益勘定留保資金						3,941	3,417	3,450	3,474	3,504
	2. 利益剰余金処分額						-956	-923	-683	-170	-118
	3. 繰越工事資金										
	4. その他						157	181	129	160	184
	計 (F)						3,142	2,675	2,896	3,464	3,570
補てん財源不足額 (E)-(F)							-282	-63	-237	-227	-246
他会計借入金現在高 (G)											
企業債現在高 (H)							103,867	102,199	100,165	97,958	95,779

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分											
収 益 的	う ち 基 準 内 繰 入 金						3,052	3,007	3,093	2,913	2,857
	う ち 基 準 外 繰 入 金						2,281	2,313	2,355	2,317	2,272
資 本 的	う ち 基 準 内 繰 入 金						771	694	738	596	585
	う ち 基 準 外 繰 入 金						1,437	1,482	1,396	1,360	1,438
	合 計						1,437	1,482	1,396	1,360	1,438
合 計							4,489	4,489	4,489	4,273	4,295

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成17年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成19年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成20年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成21年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成22年度 （計画初年度）	平成23年度 （計画第2年度）	平成24年度 （計画第3年度）	平成25年度 （計画第4年度）	平成26年度 （計画第5年度）
区 分											
収 益 的 収 支	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	5,984	6,164	7,528	7,649	6,575				
		(1) 営 業 収 益 (B)	5,124	5,291	5,412	5,384	5,284				
		ア 料 金 収 入	3,409	3,534	3,704	3,841	3,756				
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	15	4							
		ウ そ の 他 （雨水処理負担金）	1	2	4	2	2				
			1,699	1,751	1,704	1,541	1,525				
		(2) 営 業 外 収 益	860	873	2,116	2,265	1,291				
		ア 他 会 計 繰 入 金	832	808	2,068	2,231	1,258				
		イ そ の 他	28	65	48	34	33				
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	5,646	5,583	5,623	5,379	4,862				
		(1) 営 業 費 用	2,442	2,423	2,515	2,606	2,350				
		ア 職 員 給 与 費	446	424	405	424	410				
		ウ ち 退 職 手 当									
		イ そ の 他	1,996	1,999	2,110	2,182	1,940				
		(2) 営 業 外 費 用	3,204	3,160	3,108	2,773	2,512				
		ア 支 払 利 息	730	749	698	594	538				
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	2,474	2,411	2,410	2,179	1,974				
		イ そ の 他									
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	338	581	1,905	2,270	1,713				
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	12,686	12,514	12,217	13,589	8,160				
		(1) 地 方 債 資 本 費 平 準 化 債	5,810	5,780	8,351	10,322	5,120				
		(2) 他 会 計 補 助 金	3,043	2,570	1,284	1,144	1,600				
		(3) 他 会 計 借 入 金									
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金									
		(5) 国（都道府県）補助金	3,518	3,845	2,329	1,881	1,246				
		(6) 工 事 負 担 金	249	312	224	213	175				
		(7) そ の 他	66	7	29	29	19				
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	13,065	13,070	14,146	15,846	9,374				
		(1) 建 設 改 良 費	9,103	9,091	6,569	5,716	3,295				
		ウ ち 職 員 給 与 費	434	399	368	353	320				
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	3,959	3,979	7,577	10,130	6,079				
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金									
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金									
		(5) そ の 他	3								
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-379	-556	-1,929	-2,257	-1,214				

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分											
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		-41	25	-24	13	499					
積 立 金 (K)		7	17	23	25	21					
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		137	89	96	50	38					
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		89	97	49	38	517					
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		89	97	49	38	3					
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)										
	赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		62.3	64.5	57.0	49.3	60.0					
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		5,109	5,287	5,412	5,384	5,284					
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)											
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)											
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)											
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)											
企 業 債 現 在 高 (X)		103,946	105,748	106,521	106,714	105,756					

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分											
収 益 的 収 支 分		2,531	2,559	3,772	3,772	2,783					
	う ち 基 準 内 繰 入 金	2,531	2,559	3,772	3,772	2,783					
	う ち 基 準 外 繰 入 金										
資 本 的 収 支 分		3,043	2,570	1,284	1,144	1,600					
	う ち 基 準 内 繰 入 金	878	870	804	734	697					
	う ち 基 準 外 繰 入 金	2,165	1,700	480	410	903					
合 計		5,574	5,129	5,056	4,916	4,383					

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)		48	50	91	99	83	65	67	69	80	81
資本費 (円又は%)							188.1	182.9	179.2	173.9	169.1
総収支比率(法適用) (%)							88.5	88.9	91.7	97.9	98.6
経常収支比率(法適用) (%)							88.6	89.0	91.8	98.1	98.7
営業収支比率(法適用) (%)							113.1	114.0	115.8	125.7	125.5
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)							-14.5	-28.1	-37.6	-36.6	-37.9
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		62	64	57	49	60					
繰入金比率	収益的収入分 (%)	42	42	61	49	19	41.4	40.7	40.9	36.1	35.2
	うち基準内繰入金 (%)	42	42	61	49	19	31.0	31.3	31.2	28.7	28.0
	うち基準外繰入金 (%)						10.5	9.4	9.8	7.4	7.2
	資本的収入分 (%)	24	21	12	8	20	20.2	21.2	23.6	23.2	22.5
	うち基準内繰入金 (%)	7	7	8	5	9	20.2	21.2	23.6	23.2	22.5
	うち基準外繰入金 (%)	17	14	4	3	11					

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100
- (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
- (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
- (4) 営業収支比率 (%)＝（営業収益－受託工事収益）／（営業費用－受託工事費用）×100（病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。）
- (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／（営業収益－受託工事収益）×100
- (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／（総費用＋地方債償還金）×100
- (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金（又は資本的収入に属する他会計繰入金）／収益的収入（又は資本的収入）×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業（簡易水道事業を含む）、工業用水道事業及び下水道事業（下水道事業にあつては使用料回収率）について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
 - ※1 供給単価 (円／m³)＝給水収益／年間総有収水量（工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの）
 - ※2 給水原価 (円／m³)＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)））／年間総有収水量（工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの）
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費）＋企業債償還金）／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝（総費用－（受託工事費＋基準内繰入金）＋地方債償還金）／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された（又は報告すべき）数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち（再掲）と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現行の使用料設定は、資金ベースで資本費の35%を賄うべく設定している。また、使用料の水準は、中核市平均の使用料単価146円/㎡と同額となっている。今後の見込みについては過去の実績を参考に、処理区毎の整備人口、水洗化人口を推計し、1日の汚水量を算出し、有収率を乗じることにより有収水量と使用料を算出した。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金のうち、元金償還分を4条の出資金とし、維持管理費や利息償還分については3条の負担金とした。基準外繰入金については、3条の補助金とした。基準内では、雨水処理経費は整備が進むにつれ増加していくが、他の経費については繰上償還の影響もあり、減少するものと見込まれる。基準外については、今後、2回の使用料改定でなくなるものとした。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	将来の負担軽減のため、建設費を年40億円に上限設定した。また、大規模投資を抑え、改築更新もできるだけ先送りし、延命化を図ることとした。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅳ 経営健全化に関する施策

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	③	職員数に関する施策として、集中改革プランに基づき、平成17年4月1日現在の職員数3,861人を基準として、平成22年4月1日現在で384人(約10%)を削減し、数値目標300人(約8%)を上回る純減を図ったところです。 平成22年度以降は、平成20年4月に策定した大分市行政改革推進プランにより、新規採用者数の平準化に配慮しながら、前年度の退職者数に対して新規採用者数を抑制する中で、計画的、段階的に職員数を削減していくことを基本としているところであり、具体的には、平成18年3月に策定した「中長期的な業務執行方式の見直し計画」に基づき、民間活力の活用をはじめ、公の施設の指定管理者制度の導入、嘱託職員や再任用職員の活用などにより、平成19年4月1日現在の本市全体の職員数3,745人と比較して、平成25年4月1日までに約390人の純減を図っているところです。
○ 給与のあり方	③	
◇ 国家公務員の給与構造を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	③	給与に関する施策として、平成19年4月から国の給与構造改革に準じて、平均4.8%の給料の引き下げ等の給与改定を実施しました。地域手当については、支給対象地域に該当していないため、支給しないこととしました。ただし、東京事務所に勤務する職員及び保健所の医師については、国の規定どおり改正を行いました。 なお、給与構造の見直しに伴う給与改定が1年遅れたことにより、国や他都市に比べて、給与水準が高くなったことの是正措置として、平成19年度からの4年間については、給料を2%減額(課長以上3%減額)することになりました。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	給与に関する施策として、技能労務職員については、他都市と比較して、相対的に職員数が多いこと、また、給与の水準が高いことが従来からの課題であり、その是正のひとつとして、現在、大分市行政改革推進プランにより、職員数を大幅に純減し、相対的な人件費の削減に取り組んでいます。 一方、給与水準の是正については、平成18年7月から技能労務職員の特殊勤務手当を全廃し、平成19年4月から給与構造の見直しを実施するとともに、高齢層職員の給与水準を抑制するため、55歳昇給停止を継続しており、さらに平成19年度から4年間給料の2%減額をしておりますことから、それらの取り組み状況等を平成20年度中に公表しました。また、今後とも引き続き、他都市の状況や民間給与等の実態等を踏まえながら、より適正な給与水準の確保に向けて検討していきます。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	退職時特別昇給制度については、平成17年4月に廃止しました。 ただし、平成19年度から到来する団塊の世代の大量退職期の財政負担を平準化するため、比較的退職者の少ない平成16年度から平成18年度までの3年間については、早期退職者に限り、廃止前の規定を適用してきたところです。
◇ 福利厚生事業のあり方	③	福利厚生事業については、今後、事業全般の見直しを図る中で、補助金の事業区分等の明確化を検討していきます。
2 経常経費の見直し		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	④	下水道使用料徴収委託料の見直しや業務執行方式の見直しにより、経費の縮減と効率的な経営に取り組む。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④	平成14年度から水資源再生センター等に包括維持管理業務委託を導入している。平成21年度から契約期間を5年とし、経費の縮減に努めているが、委託内容を精査し更なる効率化を検討する。

Ⅳ 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 使用料の適正化	①	平成22年4月に公営企業法を適用したことにより、収益的収支の単年度収支が赤字となることが判明した。これまで平成17年度、平成21年度に使用料の改定を行ったが、今後、2回の改定により赤字の解消を目指す。
○ 有収水量の安定的確保	②	普及促進員（嘱託職員2名）及び職員による戸別訪問を行い、未接続の家屋・事業所等への早期接続を促進する。また、人口密集地区の整備を優先することとし、さらに、工事の計画段階で地区住民に事前の説明会を行う中で接続希望の多い地区から工事を行うこととする。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財政状況については、予算、決算状況のほか、財政収支の中期見通しを策定し、市のホームページで公開する。
○ 行政評価の導入		市総合計画の施策体系に基づいた全ての政策・施策について、政策を構成する施策の貢献度や施策を構成する事務事業の妥当性を評価することによって、今後の施策の方向性を明らかにしていく「政策・施策評価」及び市の全ての事務事業について、必要性、有効性、効率性の観点から、今後の事務事業の方向性を明らかにしていく「事務事業評価」を毎年度実施しています。 担当部局による一次評価、市長を統括者とする内部評価会議による二次評価を経て、有識者等からなる外部行政評価委員会の意見を聴き、翌年度以降の予算編成等に反映させていきます。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	下水道使用料徴収委託料の見直しや業務執行方式の見直しにより、経費の縮減と効率的な経営に取り組む。 また、包括維持管理業務委託の更なる効率化を検討する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	今後、2回の使用料改定により、収益的収支の単年度収支の赤字解消を図るとともに、繰越欠損金の解消を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	使用料の改定と接続率の向上、繰上償還による利息負担分の減少で、基準外繰入金金の解消を図る。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

（4）下水道事業【延長計画策定団体】

区 分	課 題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	収入の確保	① 処理区域内人口(人)	244,210	251,738	258,139	264,925	270,816	277,770		280,029	284,190	288,214	
		A 増減		7,528	6,401	6,786	5,891	6,954	33,560	2,259	4,161	4,024	10,444
		水洗便所設置済人口(人)	208,827	216,520	223,316	230,511	236,991	244,465		253,507	257,191	260,750	
		B 増減		7,693	6,796	7,195	6,480	7,474	35,638	9,042	3,684	3,559	16,285
		水洗化率(%)	85.5	86.0	86.5	87.0	87.5	88.0		90.5	90.5	90.5	
		C 増減		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.5				
		有収水量(m³)	27,599,073	28,919,828	29,819,478	30,410,267	30,647,496	31,468,701		32,052,676	32,759,188	33,426,723	
		D 増減		1,320,755	899,650	590,789	237,229	821,205	3,869,628	583,975	706,512	667,535	1,958,022
		② 使用料単価(円/m³) (使用料収入÷有収水量)	128	128	128	145	145	144		146	165	165	
		E 増減				17		△1	16		19		19
		料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)				14.0					13.0		
		F 増減				14.0					13.0		13.0
		③ 収納率(%)	97.9	98.0	98.2	98.2	98.3	98.3		98.5	98.5	98.5	
		G 増減		0.1	0.2		0.1		0.4				
		④ その他()											
		H 増減											
	経営の効率化	⑤ 管理運営費(千円)	9,557,415	9,756,400	10,018,029	10,403,353	10,546,566	10,843,792		8,330,903	8,333,239	8,312,084	
		I 増減		198,985	261,629	385,324	143,213	297,226	1,286,377	△2,512,889	2,336	△21,155	△2,531,708
		処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I÷A)	39	39	39	39	39	39		30	29	29	
		J 増減									△1		△1
		⑥ 汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費÷有収水量)	257	255	255	258	255	255		201	197	193	
		K 増減		△2		3	△3		△2	△54	△4	△4	△62
		汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)÷有収水量)	76	76	76	77	76	76		77	77	76	
		L 増減				1	△1		0	1		△1	
		⑦ その他()											
		M 増減											
	当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	使用料回収率(%) (E÷K×100)	50	50	50	56	57	56		69	80	81	
		累積欠損金比率(%) (実績値)											
		延長計画の目標値					△14.5	△28.1		△37.6	△36.6	△37.9	
		企業債現在高(百万円) (実績値)	105,748	106,521	106,714	105,756	106,278	106,219					
		延長計画の目標値					103,867	102,199		100,165	97,958	95,779	
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	3,535	3,613	3,876	4,330	4,453	4,545					
		改善効果額			24	626	657	665	1,972				
		①有収水量の増加			24	50	82	90	246				
		②使用料の適正化				576	575	575	1,726				
		③収納率の向上											
		④その他()											
	経営の効率化	改善効果額											
		管理運営費	9,558	9,757	10,018	10,404	10,547	10,844					
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	425	416	407	399	390	382					
		改善効果額		33	47	57	66	67	270				
		⑤職員給与費の適正化		7	13	14	15	7	56				
		維持管理費(上記以外)の適正化 (人員減による影響額)		26	34	43	51	60	214				
		⑥その他()											
		改善効果額											
		当初計画改善効果額 合計							2,242				
		<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)							1,189				

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】（つづき）

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入				4,354	4,526	4,606		4,680	5,405	5,515	
		改善効果額								12	16	17	45
		①有収水量の増加								12	16	17	45
		②使用料の適正化											
	経営の効率化	③収納率の向上											
		その他④()											
		改善効果額											
		管理運営費					8,382	8,359		8,331	8,334	8,312	
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの					380	372		372	372	372	
		改善効果額					65	68		81	76	81	371
		⑤職員給与費の適正化											
		維持管理費(上記以外)の適正化 (人員の減による影響額等)					65	68		81	76	81	371
		その他⑥()											
		改善効果額											

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 2 「収入の確保」その他④の例：未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 3 「経営の効率化」その他⑥の例：建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口 …………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口 …………… 10表01行12列
- ・有収水量 …………… 10表01行52列
- ・管理運営費 …………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価 …………… (32表02行06列)／(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費) …… (32表01行44列)／(有収水量)

- ・使用料収入
 - 法適用事業 = 20表01行03列
 - 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
 - 法適用事業 = (21表01行06列)＋(23表01行18列)－(21表01行44列)
 - 法非適用事業 = (26表01行14列)＋(26表01行35列)－(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。))。

延長計画改善効果額 合計 A	416
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	
A＋B＋C	416
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	0

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)	
☐ 使用料適正化の考え方	国の下水道使用料の基礎的考え方や類似都市も考慮する中で、収益的収支の単年度収支の赤字解消を図る。
☐ 民間委託の取組状況	
☐ その他に記入された項目に関する取組等	